

令和5年5月10日

保護者様

沼津特別支援学校長

新型コロナウイルス感染症に伴う本校の対応について（令和5年5月現在）

5月8日から、感染症法上の分類が5類に引き下げられました。

本校の教育活動においては、新たに示された指針に沿って、5月11日（木）から以下のようにいたしますので、御了承ください。

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

*最短で登校可能は7日目からとなります。

*無症状の場合、検体を採取した日から5日を経過するまでを出席停止期間とします。

*停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

*濃厚接触者の特定は今後行いません。

○自宅での休養の御協力

・発熱や咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合や体調が優れない場合には、無理をして登校せず自宅で休養し、受診をお願いします。

*発熱とは、平熱より1℃以上高い場合や37.5℃以上の熱のこと

*風邪症状とは、発熱はないが、頭痛・咳・鼻水・のどの痛み等の症状があることを言います。

○朝の健康観察（検温や風邪症状の有無の確認等）の実施と「保健カード」への記入

・児童生徒の健康状態を把握するため、引き続き朝の健康観察と保健カードへ記入をお願いします。

・同居家族の体調についての記載は不要となります。

○マスクの着用について

・学校では教育活動中のマスクの着用については基本求めないこととします。

・事情により着用を希望される場合は、担任にお知らせください。

・活動によっては、距離が保てない、換気を十分に行えない等の場合に着用をお願いすることもありますので、予備のマスクを鞆の中に入れておいてください。

○連絡が確実に取れる体制づくり

・在校時に発熱等の症状がみられた場合は連絡させていただきます。常に連絡が取れる状態にしておいてください。

○迅速な報告

・児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等と診断された場合、速やかに学校に報告してください。

（裏面もあります）

○出席停止の扱いについて

- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合、出席停止となり、学校を休んでも欠席にはなりません。
- ・新型コロナワクチン接種を受けるにも出席停止となることがありますので御相談ください。
- ・風邪症状が見られた場合や新型コロナワクチンによる副反応については欠席扱いとなります。

新型コロナウイルス出席停止期間の基準 早見表

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い病気ですので、拡大を防ぐためにも、出席停止期間を必ず守ってください。

(1) 症状が出た場合（発症日の翌日から5日間を経過かつ症状軽快後24時間経過）

* 「症状」とは、発熱、頭痛、咳・鼻水、のどの痛み、激しい倦怠感等です。

例① 発症日の翌日から4日目までに症状が軽快した場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症日	欠席	欠席	欠席	症状軽快 欠席	欠席	出席可能

例② 発症日の翌日から4日目までに症状が軽快しない場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	・・・	X日目	X+1日目	X+2日目
発症日	欠席	欠席	欠席	欠席	欠席	症状軽快 欠席	欠席	出席可能

* 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいいます。

* いずれの場合も発症後10日間が経過するまではマスクを着用し、基礎疾患のある方や高齢の方との接触を控えてください。

(2) 症状が出なかった場合（検査実施日の翌日から5日間経過）

例③

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
検査実施日	欠席	欠席	欠席	欠席	欠席	出席可能

これまでは「インフルエンザ経過報告書（保護者記入）」に記入いただきましたが、今後は新たな書類である「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（保護者等記入）」（別紙）を使用します。今後どちらかの診断が下りた場合は、こちらを使用いただき、経過確認のため、登校初日に提出をお願いします。